

# 令和元年度 愛媛県奨学生〔在学採用〕募集要項

令和元年6月 愛媛県教育委員会

## 1 概要

愛媛県は、優秀な学生又は生徒であって経済的理由により修学困難なものに対し学資金を貸与して、有用な人材を育成することを目的とした奨学金制度を設けています。

この奨学金は、無利子による貸付であり、奨学生（奨学金の貸与を受ける者）は、貸与終了後に全額を返還する必要があります。

在学採用は、現に高等学校等に在学する生徒等を対象として採用希望者を募集し、奨学生として採用するものです。

## 2 用語について

この募集要項における用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 出願者……奨学生となることを希望する者
- (2) 保護者……出願者の親権者又は未成年後見人（出願者が成人である場合は、親権者又は未成年後見人であった者）
- (3) 家計支持者……父と母双方又はこれに代わって家計を支えている者。原則として父と母（ひとり親の場合は、その1人）ですが、父母がない場合又は父母ともに別居・別生計の場合であって、父母以外の者（祖父と祖母等）が家計を支えている場合は、その者とします。

## 3 出願資格

出願者は、次のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程（修業年限が2年以上の課程で、教育委員会が認めるものに限りま。）に在学していること。
- (2) 保護者が愛媛県内に居住していること。
- (3) 学費の支弁が困難であること。
- (4) 次の学資金の貸与等を受けていないこと。
  - ア 母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち修学資金
  - イ 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金
  - ウ 独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金
  - エ 特別支援教育就学奨励費のうち支弁区分が第Ⅰ区分又は第Ⅱ区分であるもの
- (5) 保護者が出願に同意し、採用後に連帯保証人となることができること。（貸与終了後において、返還計画どおり奨学金が返還されない場合は、連帯保証人に返還を請求します。）
- (6) 勉学に意欲があり、在学を卒業（在籍課程を修了）する意志があること。

## 4 選考基準

奨学生は、次の基準を満たす者の中から採用します。

- (1) 人物、健康及び学力の基準

次のいずれかに該当し、学習に対する意欲や生活態度に優れ、在学を卒業（在籍課程の修了）が可能と認められること。

  - ア 学習成績が優秀な者（学習成績の評定平均値が3.5以上の者）
  - イ スポーツ・文化活動における実績のある者（大会・コンクール等への出場・表彰歴等）
  - ウ 学校内外の活動においてリーダーとして活躍した者（生徒会役員、子ども会リーダー等）
  - エ 学校内外の活動において他者への貢献が認められる者（委員会活動、ボランティア等）
  - オ 特定分野への興味・関心が高く、将来の活躍が期待できる者（得意科目がある、継続して実践している（したい）スポーツ・文化活動がある、明確な進路希望がある等）